

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年10月28日
【会社名】	株式会社プラネット
【英訳名】	PLANET, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂 田 政 一
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目31番
【電話番号】	03-5962-0811
【事務連絡者氏名】	経営管理ユニット長 梶 原 基 陽
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目31番
【電話番号】	03-5962-0811
【事務連絡者氏名】	経営管理ユニット長 梶 原 基 陽
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2024年10月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年10月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金21円50銭 総額142,562,007円

ロ 効力発生日

2024年10月25日

剰余金の処分にに関する事項

イ 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 40,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 40,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

任期満了に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く）として

坂田政一、松本俊男、川村渉、竹森征之、北岡隆之、吉松徹郎、高野綾子を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

任期満了に伴い、監査等委員である取締役として山本浩、岩成真一、鎌田竜彦を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として藤田裕を選任する。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の常勤取締役4名に対し、役員賞与総額32,000,000円を支給する。

なお、各取締役に対する金額は取締役会に一任する。

第6号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し退職慰労金及び創業者特別功労金

並びに退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件

1. 退任取締役玉生弘昌氏に対し退職慰労金及び創業者特別功労金贈呈の件

退任取締役玉生弘昌に対し、退職慰労金及び創業者特別功労金を贈呈する。

退職慰労金について、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等については、取締役会に一任する。また、創業者特別功労金については1億3千万円を贈呈することとし、贈呈の時期、方法等については、取締役会に一任する。

2. 退任取締役掬川正純氏に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役掬川正純に対し、退職慰労金を贈呈する。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等については、取締役会に一任する。

3. 退任監査等委員である取締役黒岩昭雄氏に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査等委員である取締役黒岩昭雄に対し、退職慰労金を贈呈する。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等については、監査等委員の協議に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	48,570	431	0	(注) 1	可決 99.04
第2号議案					
坂田 政一	48,569	432	0	(注) 2	可決 99.04
松本 俊男	48,579	422	0		可決 99.06
川村 渉	48,563	438	0		可決 99.03
竹森 征之	48,560	441	0		可決 99.02
北岡 隆之	48,573	428	0		可決 99.05
吉松 徹郎	48,513	488	0		可決 98.93
高野 綾子	48,537	464	0		可決 98.97
第3号議案					
山本 浩	48,558	443	0	(注) 2	可決 99.02
岩成 真一	48,500	501	0		可決 98.90
鎌田 竜彦	48,550	451	0		可決 99.00
第4号議案					
藤田 裕	48,573	428	0	(注) 2	可決 99.05
第5号議案	48,359	642	0	(注) 1	可決 98.61
第6号議案	46,411	2,590	0	(注) 1	可決 94.64

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。